

## 公益財団法人 ニッポンハム食の未来財団

### 2019年度 事業計画書

#### 《 基本方針 》

公益財団法人としての3年目の年度を「運営基盤の確立期(ガバナンスを核とする体制の樹立)」及び「事業の成熟期(公益性から見た事業の進化と検証及び新たな価値の創出)」と認識して活動する。

公益目的事業は食物アレルギー分野に特化した活動を発展的に展開し、社会が抱える課題解決に繋げるとともに、当該分野に顕在化する課題の分析、将来的事業シーズの探索を行う。なお、財団の認知度向上及び事業成果の普及を目的として、財団の広報活動を継続する。

#### 《 事業計画 》

##### 1. 食物アレルギーに関する研究開発支援事業

食物アレルギー領域における学術及び科学技術の振興を目的として、当該領域の研究開発を加速するためにテーマを公募、審査委員会にて選抜し助成する。

##### (1)平成30年度公募型研究助成事業の完了に伴う業務執行

平成30年度に実施した食物アレルギーに関する対応食品、予防、診断・治療及び管理技術の開発に関する助成事業(個人研究15件・2,805万円、共同研究6件・3,499万円、期間:平成30年4月~平成31年3月)の研究の完了に伴い、研究成果報告書を公開するとともに研究成果報告会(共同・個人)を開催する(2019年10月)。

##### (2)2019年度公募型研究助成事業の実施

平成31年に採択された研究課題に対して研究助成を行う。

件数及び金額:個人研究16件・2,889万円、共同研究6件・3,410万円

期間:2019年4月~2020年3月

##### (3)2020年度公募型研究助成事業の実施

2020年度公募型研究助成について、公募、審査、助成先の決定を行う。

スケジュール:募集要項の策定(2019年6月)、公募(同年7月~9月)、採択課題の決定(2020年1月)、通知(同年2月)、覚書締結(同年3月)

なお、募集要項には特に成果を期待する研究領域など財団のコンセプトを反映させるとともに、研究助成審査委員会からの提案事項等も考慮し策定する。

#### (4) 学会等を通じた学術振興支援及び情報発信

以下の学会及び展示会等に参加し、財団の事業戦略策定に有益な研究や行政動向に関する情報収拾を行うとともに、財団の広報の一環として、講演、展示、学会共催セミナーまたは広告掲載を行う。

- ・医学関係：日本小児臨床アレルギー学会、日本小児アレルギー学会、食物アレルギー研究会等
- ・食品関係：日本栄養・食糧学会、日本食品化学会、日本農芸化学会、日本食品科学工学会、日本食品免疫学会、ifia JAPAN 等
- ・栄養士関係：日本栄養改善学会、日本臨床栄養学会等

## 2. 食物アレルギーと向き合う人々の QOL 維持・向上を目指した啓発・支援活動

食物アレルギーに関する正しい知識・理解が不足している社会の現状を改善するために啓発活動を行い、患者や家族の健全な食生活の維持・向上に繋げる。

### (1) 第 5 回食物アレルギー対応食 料理コンテスト表彰事業の実施

食物アレルギーに配慮した創作型料理を募集し、審査委員会にて優秀作品を選考し表彰する事業を継続実施する。家庭等で工夫された料理技術の伝承、食物アレルギーに対する意識喚起や知識の向上を事業の目的とし、食物アレルギーに向き合う方々の安全で豊かな食生活への貢献を目指す。

- ア) 料理コンテストの募集要項 (対象料理ジャンル、コンセプトの設定等) の企画と決定 (2019 年 6 月)、公募 (同年 7~9 月)、受賞作品の決定 (同年 12 月)
- イ) 表彰式の開催 (2020 年 3 月)
- ウ) 1~3 回事業での一次選考を通過した料理の再評価による優れた作品の選考と公開 (昨年度からの継続テーマ)
- エ) 学校等教育機関向けのコンテスト応募に関する指導マニュアルの作成 (新規)  
継続的な申請実績を有する学校等教育施設でのコンテスト応募に係る教育・指導内容の実態調査により、指導マニュアルを作成、情報公開し、本事業を通じた教育効果の増大を目指す。

### (2) 食物アレルギーセミナーの実施

全国の地域で、主に栄養士や食関係の従事者を対象に食物アレルギーに係る基礎知識や診断・治療・予防等の最新科学情報に関するセミナーを実施し、食物アレルギーに関連する従事者等の知識や理解度の向上、業務への活用、アレルギーを持つ方々の QOL 向上に繋げる。全国 3~5 地域でのセミナー開催を予定。受講者が抱える疑問点と専門的視点での回答を Web で公開し理解度向上に役立てる。なお、日本栄養士会の「生涯教育認定制度」の運用 (受講者の単位取得) を継続する。

### (3) 団体活動支援助成の実施

全国の患者支援団体等が行う食物アレルギーに関連する教育目的の活動、調査研究、啓発物作成等

の活動に対して助成する。支援先の決定を公正・公平に行うために公募制とし、理事会にて、審査基準に基づき、公益性や社会的メリット波及効果等を評価し、助成の可否を決定する。前期後期に分け、年度に2回実施予定。なお、活動結果は報告書に纏め、Web等で公開するとともに、活動の波及効果や継続性等についてフォローする。

### **3. 地域社会、産業と連携した食物アレルギーの環境改善に向けた取組み**

食物アレルギーに対する社会の対応力向上のための活動を推進する。

#### (1) 事業成果物の普及活動の推進

##### ア) 啓発物の普及

平成27年度に制作し全国の小学校、公立図書館に寄贈した「食物アレルギー」を主題にした書籍について、学会等での配布、キャンペーン配布等を継続する。

##### イ) 料理コンテスト事業における入賞作品レシピの普及

入賞作品のレシピ集の刊行、Webサイトでの動画公開、学会等での配布、産業と連携した活用等によりレシピ情報の普及に取り組む。

##### ウ) 料理コンテスト事業における成果物（受賞作品）の市場への普及

食品メーカーや販売業とタイアップした受賞作品の市場への普及のためのマーケティングを継続する。

#### (2) 行政等のソーシャルセクターとの連携

- ・アレルギー疾患対策基本法の施行に基づいて策定された基本指針に関する社会の動向を調査し事業成果物の情報提供等、連携・支援を行う。遂行課題例；厚労省と連携し推進してきた「食物アレルギー啓発本」の全国保健センター等への配布活動をフォローする。

#### (3) 社会と連携した教育活動の支援、専門知識を有す食従事者養成を目的とする活動の支援

- ・給食委員会等の教育機関や食関連産業等に対して食物アレルギーに関する知識や事故予防策等の講演や情報提供を行い、対応力向上に繋げる。
- ・(公社)日本栄養士会により今年度開設された「食物アレルギー管理栄養士・栄養士」認定制度の運営に委員として参画し支援する。

### **4. 財団の認知度や理解向上のための取組み**

#### (1) Webサイトを活用した情報発信

コンテンツの充実、情報更新及びSNS等の活用によりアクセス数の増加を図り、情報発信効果に優れたサイトに拡充する。

(2) その他の認知度向上のための活動

新聞等マス媒体を活用した広報、学会等での展示等を継続する。

## **5. 財団運営**

(1) 公益財団法人運営の原則（遵法、情報開示、ガバナンス体制）を重視した健全な運営を図る。

(2) 事業の遂行に当たり、事業の公益性と成果の社会への影響についてフォローアップする。

(3) 運営に万全を期すために外部専門家の活用を継続する。

(4) 前年度末に開設した、社会一般からの寄附金募集の運用を本格的に稼働する。

以上